

国内管理人に係る義務

- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とするとともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。
- 特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、国内管理人に対し、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めるとともに、国内管理人の未選任状態を防止するため、特定輸入事業者との契約を解除する場合には事前に報告を求めることとした。

<義務>

- ① 検査記録の写し（特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも）の保存義務〔法第11条第3項（法第12条第3項後段）〕
 - ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務（法第40条、第41条、第42条）
- ※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用される。

<国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告を求める。
（報告事項）①届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス、②連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに、申し出る必要がある。